

新制度を踏まえた通年制保育園の在り方について

【通年制保育園の現状と課題】

	H21年度	H26年度
・施設数	14か所	14か所
・定員	1,330人	⇒ 1,330人
・入園者数(4/1)	945人	803人

○通年制保育園の施設状況等（認可保育所との比較等）

- ・施設の老朽化が著しいが、市による抜本的な改修は困難
- ・保育に欠ける児童と保育に欠けない児童を一体的に保育
- ・原則3歳以上児からの受入れ
- ・調理の設備がなく、自園調理による給食提供の未実施
- ・非公募選定による指定管理者での運営
- ・定員数に満たない入園児童数
- ・設置経過等に伴う地域に密着した運営
- ・他の中核市においては、一部でへき地保育所を運営しているが、通年化された公立認可外保育施設は運営していない

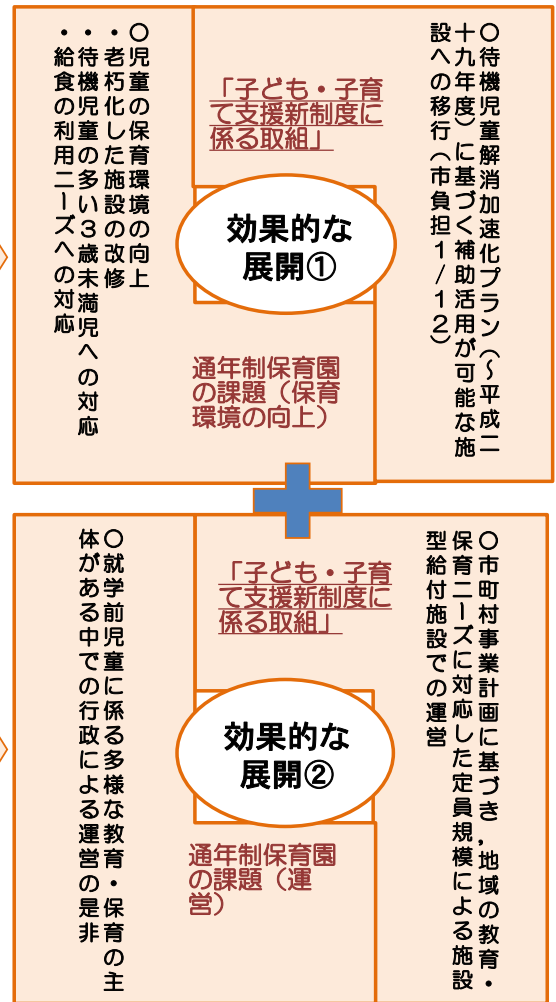
○現時点での運営改善

- ・一部の園で待機児童の多い1歳児や2歳児の低年齢児の受入れ
- ・宅配方式による給食の部分実施（保護者の負担）
- ・小規模修繕の実施による施設の長寿命化

○課題

- ・施設老朽化の抜本的対策（市立の場合は単費）
- ・認可保育所待機児童の解消と通年制保育園の定員割れの解消
- ・行政による認可外保育施設の運営の是非

【新制度を踏まえた通年制保育園の展開(案)】



【子ども・子育て支援新制度による取組】

- ・H27年度から本格施行予定（消費税率の引き上げ分が財源）
- ・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供
- ・保育の量的拡大・確保
- ・就学前施設に対する運営費の一体的な給付・創設
- ・待機児童の解消（H29年度までに）
（※待機児童解消加速化プラン等に基づく各種支援メニューの活用による）

○新制度の内容・変更点

- ・認定こども園・保育所・小規模保育事業等への施設移行（任意）
- ・移行した施設・事業に対する運営費の給付（市立認可保育所の場合は非該当（一般財源））
- ・施設整備費は運営費に減価償却分を上乗せし、整備補助としては縮小・廃止の見込みがある。

○現時点での先取り実施

- ・待機児童解消加速化プラン（～H29年度）
保育緊急整備事業による老朽化した認可保育所の定員数増による改修などの支援メニューの活用

○課題

- ・各保育所等の新制度への円滑な移行
- ・待機児童解消による施設整備補助の縮小・廃止
- ・給付費支出対象施設の拡大による市の義務的経費増

【施設の方向性の考え方】

- 1 補助制度を活用した民間事業者による施設整備
（市単費での建設困難、補助制度がある期間に早期実施）
- 2 認可施設（認定こども園）への移行
（3歳以上の保育に欠けない要件の児童も入所可、新制度の施設型給付による保育の質の確保）
- 3 地域の教育・保育ニーズに対応した定員規模による施設数の見直し
（指定管理期間終了後をひとつの目途とした整備）

「4 旭川市通年制保育園の運営における課題について」

(1) から (5) まで、施設としての通年制保育園の課題を挙げている。

旭川市としては、この課題を解決することが必要と考えており、この項目に対応する形で、大きく3点の方向性に整理できると考えている。

○1つ目、(1)の「施設の老朽化と児童の保育環境」の課題と方向性

- ・現在の通年制保育園の最も大きな課題 → 「老朽化」の問題
- ・多くの施設は昭和40年代に建設され、築40年以上が経過する中で、老朽度合いを示す数値も、数値の大小はあるが、数値上、認可保育所等の整備補助においては、整備等の優先度が高くなる値が示されている。
- ・施設の建替えによって、保育環境の維持向上を図りたい。
- ・整備において、市が設置した認可外保育施設の場合、施設の建替え等は、市の全額負担となり、計画的に整備を行ったとしても、全て負担することは難しい。(近年の私立認可保育所の整備においては、土地購入費用等を除いて、1施設当たり概ね1億5千万円～2億円の費用がかかる。)
- ・資料の「通年制保育園の建替えに係る資金内訳」の参考例
 - (1) 認可外保育施設として建て替えた場合
 - (2) 認可保育所等に変えたとしても市立で建てる場合
→設置者である市が全額負担しなければならない。
 - (3) 認定こども園などの認可施設にし、さらに市ではなく社会福祉法人などが設置者として建てた場合
→北海道を通じて国からの補助金があり、現在、国の待機児童解消に向けた施策の中で、国の負担割合が高く(1/2→2/3)設定されている。

○市の方向性としては、現在喫緊の課題である老朽化の問題に対応するため

国の補助制度を活用して、建替え等による施設整備を図ることを考えている。

○2つ目, (2)「公立認可外保育施設としての在り方」, (4) 公立認可外保育施設の運営に係る財源について」の課題と方向性

- ・通年制保育園は, 昭和30年代から40年代にかけて地域の施設から発展する中で, 人口増加の時代に認可保育所の不足を補う形で, 認可外保育施設として運営してきた経過があるが, 現在の保育・教育環境を考えると, 民間の事業者である私立の認可保育所や幼稚園も増加した中で, 郊外やへき地の地域等の例外は除き, 市が認可外保育施設を有する役割は一定程度終了したと考える。
- ・認可保育所は, 国や市が経費を義務的に負担して運営しており, 認可保育所と異なる基準で市が認可外保育施設を設置し, 異なる保育料を定めて運営する意義も問われる。
- ・平成18年には, 幼稚園と保育所の両方の機能を有する施設として「認定こども園」が制度化された。認定こども園は, 保育に欠ける欠けない双方の児童を預かるという通年制保育園の利点を有しており, こうした点からも, 現状での「認可外」であることの妥当性を検討する必要がある。
- ・老朽化への対応という点からも, 「認可」施設へという方向性を考えている。
- ・認可の施設になった場合, 3歳未満児に対しては原則自園調理による給食提供が必要となる。また, 保育料が, 高所得の世帯において, 高くなる状況にある。「認可保育所と通年制保育園の保育料比較」参照
- ・認可施設として, 国や市からの義務的経費を充てることで, より安定的に, 質の高さを維持した保育環境を提供できる。

○先ほどの施設の建替え等にも関わる内容ではあるが, 市の方向性としては

現在の「認可外」という通年制保育園の在り方を, 「認可」施設にする

ことを考えている。

○3つ目、(3)「指定管理者による運営」、(5)「子ども・子育て支援新制度について」の課題と方向性

・現在の通年制保育園の児童を対象に考えると、利用児童の受け皿として認定こども園が適当。「子ども・子育て支援新制度」では、「認定こども園」は、国が考える今後の教育・保育施設の目指すべきひとつの方向である。

・通年制保育園は「一般財団法人旭川保育協会」に管理・運営を委任しているが、平成27年度末までとなっており、その後の施設管理について整理が必要であるため、民間事業者による認定こども園の整備・運営を考えている。

(現行の認可外保育施設と、認可保育所・幼稚園の設備・運営の基準についての比較(資料「教育・保育施設の設備・運営に関する基準について」参照)、認定こども園の設備・運営の基準(資料「認定こども園の認定基準」参照))

・新制度の実施に合わせて新しい「子ども・子育て」に関する計画の策定を進めており、その中で就学前児童の数は、今後減少傾向が続くものと考えている。(資料「旭川市子ども・子育てプラン策定に関連する人口推計について」参照)

・今年4月1日現在、86名の認可保育所の待機児童が生じており、毎年の施設整備をニーズが上回っている状況が続いている。通年制保育園にも803人の児童が入所している。

・保育・教育に対する高いニーズを考慮しつつ、今後の児童数の減少も考慮する中で、今の保育需要に対応でき、通園している児童の行き場を確保できるよう、現在14ある通年制保育園は全てなくし、800人近くの受け皿を確保しながら、複数の認定こども園を創設するという方向を考えている。

○市の方向性としては、

数年間を目途として、通年制保育園に代わって認定こども園を設置し、

一定程度の施設数の見直しを図ることを考えている。

○これらの考え方を図にしたものが、資料「新制度を踏まえた通年制保育園の在り方について」である。